

防衛省訓令第14号

安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する
補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月12日

防衛大臣 中谷 元

安全保障技術研究推進制度における研究事業に関
する補助金交付要綱

(通則)

第1条 安全保障技術研究推進制度における研究事業に
関する補助金（以下「補助金」という。）の交付につ
いては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」
という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に
関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定
めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、先進的な民生技術についての研究を
行う者に対し、安全保障技術研究推進制度のもと競争

的研究費として交付することにより、有望な萌芽的技術を発掘・育成し、新たな技術基盤を創り、将来にわたって我が国の技術的優越を確保し、もって防衛の分野における将来の研究開発に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 研究機関 次のアからエまでに掲げるものをいう。

ア 大学及び大学共同利用機関

イ 高等専門学校

ウ 研究を主な目的とする独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び地方独立行政法人

エ 研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人

(2) 研究者 研究機関に所属し、かつ、当該研究機関が行う研究活動に職務として現に従事している者をいう。

(3) 研究代表者 補助金の対象となる研究を代表する者をいう。

(4) 研究分担者 補助金の対象となる研究を研究代表者と共同で行う者をいう。

(5) 不正使用 故意若しくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

(6) 不正行為 発表された研究成果に示されたデータ、情報、調査結果等の故意又は重大な過失によるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

(7) 特許権等 特許法（昭和34年法律第121号）により定められた特許権、同法第29条第1項における特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）により定められた実用新案権、同法第3条第1項における実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）により定められた意匠権、同法第3条第1項における意匠登録を

受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）により定められた回路配置利用権、同法第3条第1項における回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）により定められた育成者権、同法第3条第1項における品種登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するものをいう。

(8) 著作権等 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）及び外国におけるこれに相当するものをいう。

(9) 特許権等の実施 特許法第2条第3項に掲げる行為、実用新案法第2条第3項に掲げる行為、意匠法第2条第2項に掲げる行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に掲げる行為及び種苗法第2条第5項に掲げる行為及び特許権等の外国における実施をいう。

(10) 著作権等の実施 著作権に基づき著作物を利用す

る行為並びに著作権等の外国における実施をいう。

(交付の事務)

第 4 条 補助金の交付に関する事務は、防衛装備庁長官が行うものとする。

(補助金の交付の対象)

第 5 条 補助金は、安全保障技術研究推進制度のもと防衛の分野における将来の研究開発に資することが期待される先進的な民生技術の研究であって、次に掲げる要件のすべてを満たす研究者が行う事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

- (1) 研究機関及び研究実施場所が、日本国内に所在していること
- (2) 研究代表者が、日本国籍を有すること
- (3) 研究代表者が、日本語による審査や評価に対応できること

(補助金を交付しない事業)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者が行う事業（次の各号のいずれかに掲げる

者が研究分担者として行う事業を含む。) については、補助金を交付しない。

(1) 国家公務員又は地方公務員の職にある者（非常勤職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に定義される独立行政法人に所属する職員及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に定義される地方独立行政法人に所属する職員を除く。）

(2) 防衛装備庁において研究に関する職（非常勤職員を除く。）に従事し、当該職を離れてから5年を経過していない者

(3) 防衛装備庁の非常勤職員である者

2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業（次の各号に掲げる者が研究分担者として行う事業を含む。）については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

(1) 適正化法第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消

事業」という。)において補助金の不正使用を行った者 適正化法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

- (2) 前号に掲げる者と補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間

- (3) 補助事業者等（適正化法第2条第3項に規定する「補助事業者等」をいう。以下同じ。）のうち、交付決定取消事業において適正化法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 適正化法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案して相当と認められる期間

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降 5 年間

3 前条の規定にかかわらず、競争的研究費（補助金を含む。）その他防衛装備庁長官が指定する予算上の措置による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業（不正行為があったと認定された者が研究分担者として行う事業を含む。）については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しないものとする。

（交付の申請）

第 7 条 補助金の申請は、研究代表者が別記様式第 1 による交付申請書を防衛大臣に提出して行うものとする。

（交付額）

第 8 条 補助対象となる経費は、第 5 条に規定する経費

とし、補助金の額は予算の範囲内とする。

（交付の決定）

第 9 条 防衛大臣は、第 7 条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、原則として、当該交付申請書が到達した日の翌日から起算して 2 月以内に交付の決定を行うものとする。

2 防衛大臣は、前項の決定を行ったときは、その旨を別記様式第 2 による交付決定通知書により研究代表者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 10 条 防衛大臣は、補助金の交付の条件として、次の各号に掲げる事項を付すものとする。

(1) 研究代表者が、補助事業の内容及び交付申請書の付紙である事業計画書上の経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、別記様式第 3 による事業計画変更承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で次のアからエまでに掲げる軽微な変更をする場合についてはその限りではないこと

ア 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、
直接経費総額の50%以内で経費の費目間流用を行う場合

イ 研究代表者及び研究分担者の役割分担を変更する場合

ウ 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、
研究代表者又は研究分担者に対する配分額を増減する場合

エ 事業計画書の「本年度の実施計画」及び「主要な物品の内訳」を変更する場合

(2) 研究代表者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ、別記様式第4による事業中止（又は廃止）承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を得なければならないこと

(3) 研究代表者は、補助事業が予定の期間内に完了し

ない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合
においては、速やかに防衛大臣に報告してその指示
を受けなければならないこと

(4) 補助金の交付を受けて補助事業を行う者（研究分
担者を含む。以下「補助事業者」という。）が、補
助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場
合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従
い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう
に経費の効率的使用に努めなければならないこと

(5) 研究代表者は、補助事業者の所属する研究機関の
変更があった場合には、遅滞なく、その旨を防衛大
臣に届け出なければならないこと

(6) 研究代表者は、補助事業者が補助事業で得られた
成果に関して特許権等を得た場合には、遅滞なく、
その旨を防衛大臣に届け出なければならないこと

(7) 補助事業者は、補助事業で得られた成果に関して
特許権等を得た場合及び第14条に規定する研究成
果報告書を提出した場合において、国が公共の利益

のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等の実施をすることができる権利及び当該研究成果報告書に係る著作権等の実施をすることができる権利を無償で国及び国の指定する第三者に許諾しなければならないこと

(8) その他補助金の交付をこの要綱の趣旨に照らして適切なものとするために必要な事項

(申請の取下げ)

第 1 1 条 防衛大臣は、研究代表者が、第 9 条第 1 項の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、第 7 条の申請を取り下げようとするときは、第 9 条第 2 項の規定による通知を受けた日から起算して 1 5 日以内にその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(補助金の使用制限)

第 1 2 条 防衛大臣は、補助事業者に、補助金を補助事業に必要な経費にのみ使用させなければならない。

(補助金の概算払)

第 1 3 条 防衛大臣は、必要があると認める場合においては、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 5 8 条の規定により補助金の概算払をすることができる。

2 研究代表者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、防衛装備庁長官が別に定める様式による請求書を防衛大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 4 条 防衛大臣は、研究代表者に対し、補助事業が完了した日の翌日から起算して 2 月を経過する日（補助事業の廃止を承認したときは、当該承認の通知を受けた日から起算して 2 月を経過する日）又は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の 5 月 3 1 日のいずれか早い日までに、別記様式第 5 による事業実績報告書に、防衛装備庁長官が別に定める様式による研究成果報告書を添えて提出させるものとする。

（補助金の額の確定）

第 1 5 条 防衛大臣は、前条の事業実績報告書の提出を

受けた場合においては補助金の額を確定し、別記様式第6による確定通知書により研究代表者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 防衛大臣は、前条の規定により額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金が交付されているときは、研究代表者に補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定に基づく返還の期限は、当該返還を命じた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて適正化法第19条に規定される年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 防衛大臣は、補助事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の決定の全部若しくは一部を取り消し、又

は変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法その他の法令若しくはこの要綱の規定に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(3) 補助事業の実施の状況が不十分であることその他の理由により補助金の交付の目的を達成することが困難となったと認められる場合

(4) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 防衛大臣は、前項の規定により第9条第1項の決定の取消しを行った場合は、研究代表者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定に基づく返還の期限は、当該返還を命じた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場

合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて適正化法第19条に規定される年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

第18条 防衛大臣は、補助事業者に対し、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存させなければならない。

2 防衛大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（補助事業の状況の調査）

第19条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

（取得財産等の寄付）

第20条 防衛大臣は、補助事業者に対し、補助事業の

実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、直ちにそれを補助事業者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定させ、寄付させなければならない。

- 2 防衛大臣は、補助事業者が取得財産等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、研究代表者からの申出に基づき寄付しないことを承認したときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付させないことができる。

（取得財産等の管理等）

第 2 1 条 防衛大臣は、補助事業者に対し、補助事業の完了まで（第 3 項に規定する処分を制限された取得財産等にあつては、別表に掲げる期間を経過するまで）、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理させ、補助事業の目的に従ってその効率的運営を図らせなければならない。また、前条の規定により取得財産等の寄付を受けた研究機関に対し、取得財産等の管理に必要とされる事項を定めて適切に管理させ、補助事業

の目的のために供させなければならない。

2 防衛大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、相当の収入があったと認めたときは、研究代表者にその収入の全部又は一部を国庫に納付させるものとする。

3 防衛大臣は、補助事業者に対し、取得財産等で、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上のものについては、防衛大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸し付け、又は担保に供させてはならない。ただし、別表に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

（特許等の譲渡に伴う契約）

第22条 防衛大臣は、補助事業者が補助事業の成果に係る特許権等又は著作権等の全部又は一部を譲渡する場合には、補助事業者に、譲渡を受ける者が第10条第7号に規定する許諾を行うことを契約等において定めさせた上で行わせなければならない。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 23 条 防衛大臣は、補助事業に係る事業実績報告書

(第 19 条の規定による補助事業の状況に関する報告書を含む。)のうち、研究の経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 防衛大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

(電磁的記録)

第 24 条 適正化法第 26 条の 2 に規定する電磁的記録

は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、防衛大臣の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができるものとする。

(電磁的方法)

第 25 条 適正化法第 26 条の 3 第 1 項に規定する電磁

的方法は、電子情報処理組織による申請等として防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進

等に関する法律施行規則（平成１５年内閣府令第６９号）第４条各項に規定する方法とする。

（委任規定）

第２６条 この要綱の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

附 則

この訓令は、令和７年３月１２日から施行する。

別表

処分を制限する財産の名称		処分制限期間
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	(年)
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低音質、恒温質、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
構造物	風どう、試験水槽及び防壁	5
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7
工具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属機械その他これらに類するもの	7
	その他のもの	4
ソフトウェア		3

交付申請書
(安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金)

(文書番号)
年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
所 属 機 関
氏 名

標記の補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究課題名
-
- 2 研究計画
- 付紙のとおり
- 3 補助事業の完了予定期日
- 年 月 日 ()
- 4 交付申請額
- 金 円

以上

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

事業計画書

1. 研究期間

2. 補助金額（交付予定額）

（円）

直接経費					間接経費	合計
物品費	旅費	人件費・ 謝金	その他	計		

3. 補助事業者

区分	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	役割分担等	直接経費(円)
研究 代表 者				
研究 分担 者				
研究 分担 者				
合計	名			

4. 研究の概要

5. 研究の目的

6. 本年度の研究実施計画

7. 主要な物品の内訳（1品又は1組若しくは1式の価格が50万円以上のもの）

品名	仕様（製造会 社名・型）	数量	単価（円）	金額（円）	納入予定時期

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

交付決定通知書
(安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金)

(文書番号)
年 月 日

所属機関の名称
氏名 殿

防衛大臣 氏名

年 月 日付け交付申請書をもって交付申請のあった安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

金 円

ただし、補助金の確定額は、補助事業に要した経費と補助金の交付決定額のいずれか低い額とします。

2 交付の条件

- (1) 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金交付要綱（令和7年防衛省訓令第 号。以下「要綱」という。）別記様式第3による事業計画変更承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を得なければなりません。

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で次のアからエまでに掲げる軽微な変更をする場合についてはその限りではありません。

ア 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、直接経費総額の50%以内で経費の費目間流用を行う場合

イ 研究代表者及び研究分担者の役割分担を変更する場合

ウ 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、研究代表者又は研究分担者に対する配分額を増減する場合

エ 事業計画書の「本年度の研究実施計画」及び「主要な物品の内訳」を変更する場合

- (2) 補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ、要綱別記様式第4による事業中止（又は廃止）承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を得なければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに防衛大臣に報告してその指示を受けなければなりません。
- (4) 補助事業者（研究分担者を含む。以下同じ。）が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければなりません。
- (5) 補助事業者の所属する研究機関の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を防衛大臣に届け出なければなりません。
- (6) 補助事業者が、補助事業で得られた成果に関して特許権等を得た場合には、遅滞なく、その旨を防衛大臣に届け出なければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業で得られた成果に関して特許権等を得た場合及び研究成果報告書を提出し

た場合において、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等及び当該研究成果報告書に係る著作権を無償で実施する権利を無償で国及び国の指定する第三者に許諾しなければなりません。

（その他補助金の交付をこの要綱の趣旨に照らして適切なものとするために必要な事項）

3 申請の取下げの期日

適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内とします。

4 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して2月を経過する日（補助事業の廃止を承認したときは、当該承認の通知を受けた日から起算して2月を経過する日）又は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の5月31日のいずれか早い日までに、要綱別記様式第5による事業実績報告書に、防衛装備庁長官が別に定める様式による研究成果報告書を添えて各年度ごとに提出しなければなりません。

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

事業計画変更承認申請書
(安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金)

(文書番号)

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
所 属 機 関
氏 名

年 月 日付け交付決定通知書をもって交付の決定の通知を受けた安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金について、事業の内容又は経費の配分を変更したいので、承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
添付書類のとおり
- 2 変更の理由

以上

添付書類

番号	添付書類の種類
1	変更する補助事業の内容又は経費の配分がわかる書類
	(その他必要な書類を記載)

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

事業中止（又は廃止）承認申請書
（安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金）

（文書番号）

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
所 属 機 関
氏 名

年 月 日付け交付決定通知書をもって交付の決定の通知を受けた安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金について、補助事業を中止（又は廃止）したいので、承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

中止（又は廃止）の理由

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

事業実績報告書
(安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金)

(文書番号)
年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
所 属 機 関
代表者の氏名

年 月 日付け交付決定通知書をもって交付の決定の通知を受けた安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 4 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 研究課題名

2 補助事業の完了日
年 月 日（ ）

3 補助事業の経費の実績

区分	直接経費（円）					間接経費	合計
	物品費	旅費	人件費・ 謝金	その他	計		
実支出額 の使用内 訳							
交付申請 書に記載 の使用内 訳							
備考							

4 主要な物品の内訳（1 品又は 1 組若しくは 1 式の価格が 5 0 万円以上のもの）

品名	仕様（型・性能 等）	数量	単価（円）	金額（円）	設置研究機関

5 補助事業者の内訳

区分	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・ 部局・職	直接経費（円）		間接経費の 譲渡額（円）	備考
			交付申請 書に記載 の補助金	実支出額		
研究代表 者						
研究分担 者						
研究分担 者						
合計						

以上

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

確定通知書
(安全保障技術研究推進制度における研究事業に関する補助金)

(文書番号)
年 月 日

所属機関の名称
氏名 殿

防衛大臣 氏名

年 月 日付け事業実績報告書について審査した結果、年 月 日付け交付決定通知書により通知した補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

確定額 金 円

以上

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。